戦国期佐倉千葉氏の権力形態——特に「自敬表現」に注目して——

佐藤博信

はじめに

戦国期は、様々な地域権力が独自な権力形態を構築した時代であった。それは、文書形式や発給形態においても、同様であった。小田原北条氏（後北条氏）の印判状などは、その典型である。その点、戦国期佐倉千葉氏の発給文書において、様々な特徴がみられることは、先に指摘した通りである。[1]その他、注目されるのは、「自敬表現」を示す文書の存在である。従来の千葉氏研究[2]では全く注目されていないが、時の千葉氏権力の歴史的性格を考える場合、貴重な題材となりうると考える。小論で、その問題を時の上部権力（古河公方・北条氏他）と関連させつつ検討し、千葉氏の歴史的性格解明の一端としたい。

第一節　豊臣秀吉文書の「自敬表現」をめぐって

「自敬表現」といえば、すぐさま想起されるのが、豊臣秀吉文書である。秀吉の「自敬表現」使用の代表的な

文書は、次の通りである。[3]

Ⅰ　豊臣秀吉朱印状（「吉川家文書」）

去廿四日之書状、今日廿八日、至于豊前小倉到来、披見候、明日馬嶽へ被成御着座、秋月表取巻事、可被仰付
候、然者、先手儀無緩候由、尤思食候、猶以不可油断候、委細大谷刑部少輔（吉継）可申候也、
（天正十五年）三月廿八日　（秀吉朱印）
吉川蔵人とのへ

〈Ⅰ〉大谷吉継副状（「吉川家文書」）

就　御動座、御使札之通、遂　上聞候之処、被悦思食之旨、即被成御朱印候、猶以自拙者相意得可申入由候、
明日至馬嶽被移　御座、頓秋月事、可被御成敗之旨、被　仰出候、雖不及申候、先手之儀、切々御註進尤存
候、旁追而可申述候、恐々謹言、
（天正十五年）三月廿八日　大谷刑部少輔吉継（花押）
吉川蔵人殿
御返報

Ⅰと〈Ⅰ〉は、本書と副状の関係にある。Ⅰ文書の傍線部の「被成御着座」「可被仰付候」「思食」の主体は、発給者豊臣秀吉自身である。国語学者は、こうした文書発給者自身が自らの行為に敬語を使用する自敬称を「自敬表現」と表記した。[4]その際、国語学者が注目したのは、ジョアン・ロドリゲス『日本文典』[5]の記述であった。十七世紀初頭のポルトガル人宣教師は、日本の公家・武家文書にみられる「自敬表現」に興味と関心を示してい

たのである。世界史的にみて希有なことであったからに違いない。ロドリゲスが特に注目したのは、豊臣秀吉文書であった。爾来秀吉文書は、「自敬表現」文書の代表として認知されてきたのであった。

この秀吉文書については、小林清治氏の詳細な研究がある。[6]ただ近年山本博文氏[7]は、この秀吉文書の「自敬表現」について「秀吉自らが自分に対して敬語を使っているのではなく、秀吉の文書を作成した右筆が秀吉に敬語を使っていると理解すべきです」とか「秀吉自筆書状にも『自敬表現』があるので、秀吉が自分に敬語を使っているともとれるのですが、それは秀吉が右筆の書く文章を真似たものだと考えています」という見解を提出している。[8]もちろん、この「自敬表現」は、なにも秀吉文書のみの固有な現象ではなく、すでに桑山浩然氏[9]が指摘する様に、秀吉以外にも室町将軍家・関東足利家・関白近衛家（「喜連川文書」戦古一一九一[10]）などにもみられる現象である。その点を含めての検討が必要と思われる所以である。その代表的文書は、次節の通りである。

第二節　室町将軍家文書の「自敬表現」をめぐって

室町将軍の「自敬表現」使用の代表的な文書は、次の通りである。

Ⅱ　将軍足利義晴御内書（「上杉家文書」新二七[11]）

今度存分之趣、内々被聞食之訖、尤以感悦候、別而抽忠功者、弥可為神妙、猶常興可申候也、

十二月十二日　（花押）

長尾信濃守(為景)とのへ

〈Ⅱ〉大館常興御内書副状（「上杉家文書」新六三）

毛氈鞍覆・白ｷ笠袋等之事、　御免之由、被仰出候、尤御面目之至候、猶同名参川守可被申候、恐々謹言、

十二月十二日　　　　　　　常興（花押）

長尾信濃守殿（為景）

進之候

Ⅱと〈Ⅱ〉は、本書（御内書）と副状の関係にある。Ⅱ文書の傍線部の「被聞食之訖」の主体は、発給者将軍足利義晴自身である。これは、室町将軍家では、義満から義昭まで多数確認される（「被聞召候」神五三七七・「被思食候」神五九六二・「被仰遣訖」神六二五九・「思召候」神七五八七・「被聞召訖」「思召」神八〇九二他[12]）。その他、一族でも確認されるので、室町将軍・一族によって使用されたと評価される。

第三節　古河公方文書の「自敬表現」をめぐって

古河公方の「自敬表現」使用の代表的な文書は、次の通りである。

Ⅲ　足利成氏感状写（「正木文書」戦古四一）

次郎出陣之由、聞食候、御悦喜候、仍那波掃部助以下在所等悉散、敵軍追伐候条、目出候、彼部内時宜、此刻鳥山在談合、能々被申付候者、可然候、恐々謹言、

卯月五日　　　　　　　　　成氏

岩松右京大夫殿(持国)

〈Ⅲ〉野田持忠副状写（「正木文書」戦古参考六）

御注進之旨、則致披露候、抑那波之御敵等悉被打散候之条、公私目出候、上様(足利成氏)御悦喜無申計候、仍被成　御書候、於此上弥々可然様御調儀、肝要候、殊次郎殿様御出陣、御悦喜之由、被仰出候、急候間、不能一二候、恐々謹言、

卯月五日　　　　右馬助持忠

謹上　岩松殿(持国)

御館

Ⅲと〈Ⅲ〉は、本書（御書）と副状の関係である。Ⅲ文書の傍線部の「聞食候」「御悦喜候」の主体は、発給者古河公方足利成氏自身である。この古河公方文書の「自敬表現」の存在に注目したのは、先述の桑山氏が最初であった。ただ氏が例として挙げたのは、（大永四年カ）四月朔日付長南三河守宛足利高基書状（「東京大学史料編纂所所蔵幸田成友氏旧蔵文書」戦古五四三）の「就不例、懇申上候、喜入候」の文言であった。この「申上」と「喜入」を高基の「自敬表現」みているが、前者の主体は長南三河守であり、後者の主体は足利高基にしても、そこに「自敬表現」を認めることはできない。その他でも、本文書中に「自敬表現」は認められないので、例示としては相応しくなかったと思われる。

そもそも、関東足利家では、鎌倉公方足利氏の満兼（「被聞食候」神五三〇七）段階から確認され、次の持氏（「被仰訖」神五六四九・「御悦喜候」五六八二・「聞食候」五七四九・「所被感思食也」五八三五・「所被聞召也」

五八六九・「床敷被思食候」五九八〇）段階に多数確認されるに至る。それは、その後継者たる古河公方足利成氏・政氏・高基・晴氏・義氏の五代に引き継がれて全面開花されるに至った。また雪下殿・小弓公方系足利氏（定尊・尊倏（そんじょう）・義明・頼淳・国朝）にも確認される。総じて関東足利家として使用されたものと評価される。[13]

第四節　御書と副状の関係をめぐって

以上みた如く、「自敬表現」は、武家では、豊臣秀吉・室町将軍家・関東足利家という特定の権力集団の意志表示の形態として使用されたのであった。そこには、室町将軍家・関東足利家という室町幕府体制の書札礼と豊臣秀吉の書札礼との有機的関連が想定される。というよりも、秀吉は、室町将軍の「自敬表現」を継承・発展せしめたものと評価される。

その際、確認すべきは、Ⅰ（Ⅰ）・Ⅱ（Ⅱ）・Ⅲ（Ⅲ）で確認された様に、それぞれ本書（御書・御内書）と副状を一対的に具備する形式であったことと、その本書（御書・御内書）と副状の間で、同様な表現（「仰出」「聞食」「思食（召）」「悦喜」他）が使用されているということ、である。[14]ここから山本氏の「秀吉が右筆の書く文章を真似た」という解釈が生まれたのであった。ただ三鬼氏も注意する様に「秀吉の自筆書状にも同様な事象が確認される」。その点は、古河公方も同様で、次の通り確認される。

Ⅳ　足利義氏書状（「さくら市教育委員会所蔵喜連川文書」戦古一〇一七・写真１）

罷下遅々無心元候間、円蔵主（天甫昌円）被仰付、被遣御書候処、其地熱海迄下着之由、誠以肝要候、湯治相当之上、

早々帰参待入候、余御満足之間、以自筆申遣候、かしく、

（天正八年）閏三月十六日　　　　義氏

（三伯昌伊）伊首座

本文書は、足利義氏の「自筆」文書（それ故の花押省略）であり、その傍線部の「被仰付」「被遣御書候」「御満足」の主体は、義氏自身である。古河公方でも、この義氏に至る成氏・政氏・高基・晴氏の歴代の自筆書状に「自敬表現」が多数認められるのである。

すなわち、本書（御書・御内書）の「自敬表現」は、自筆・右筆文書関係なく使用されたのであった。そこに本人の主体的意思が反映されているとみるのが妥当である。副状は、主君の行動に敬意を表するために闕字・平出・台頭(15)のみならず客体表現を用いたのであった。それを「自敬表現」と呼ばないのは、当然である。

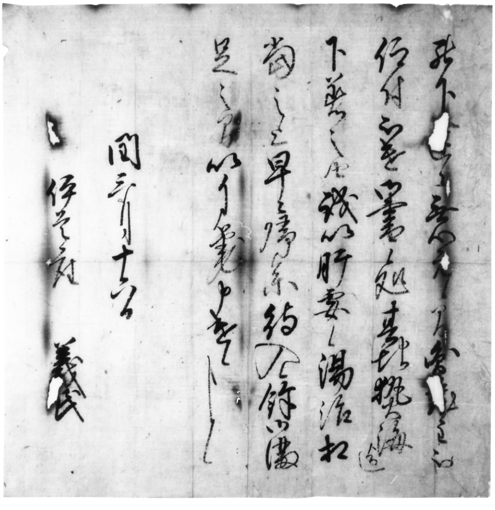

写真１

第五節　千葉氏文書の「自敬表現」をめぐって

以上の様に、「自敬表現」は、武家では室町将軍家・関東足利家・豊臣秀吉の発給文書に限定されてみられた

のであった。それ自体、極めて特異な行為であったことを示唆する。それが、戦国期佐倉千葉氏においても、下記の様に確認される。この点は、戦国期佐倉千葉氏の歴史的性格を考える場合、重要な題材として浮上しよう。

戦国期佐倉千葉氏で「自敬表現」が確認されるのは、千葉胤富（「タネトム」「千学集抜粋」[16]）・邦胤父子である。現在確認される千葉氏歴代の発給文書は、黒田基樹「千葉氏発給文書目録」（黒田A）によれば、輔胤（一通）・孝胤（六通）・勝胤（六通）・昌胤（四通）・利胤（四通）・親胤（三通）・胤富（四十九通）・邦胤（二十五通）であり、その過半以上を胤富・邦胤父子が占める。その意味では、胤富以前に「自敬表現」文書がなかったとは断定できないが、後述の様に胤富以降は、それ以前とは明確に歴史的状況を異にするので、胤富に始まるとみてほぼ間違いない。特に四十九通のうち「自敬表現」が確認されるのは、二十通（参考一通を含む）で、その過半近くを占める。これは、やはり特異なことで、何らかの歴史的背景が存在したはずである。

以下、列記すれば、次の通りである。

［千葉胤富文書］

1永禄二年八月十三日付神主宛判物写（「飯田真也氏所蔵文書」戦房九九四[17]）。「被思召候」「被成御寄附也」

2永禄二年十二月十六日付宮内清右衛門尉宛判物（「宮内家文書」戦房一〇〇一）。「所被成御免許也」

3（永禄八年）四月一日付海上・石毛宛判物（「原文書」戦房一一七三）。「内儀被仰出候」

4（永禄十二年）二月二十九日付豊前山城守宛書状写（「豊前氏古文書抄」戦房一三一五）。「無御心元計候」

5（天正元年）八月六日付与三郎宛黒印状（「宮内家文書」戦房一四五七）。「被仰付候」

6年未詳正月七日付某宛書状（「原文書」）。「御悦喜候」。

7年未詳五月十七日付海上・石毛宛書状（「原文書」戦房一一七七）。「可被仰出候」
8年未詳五月二十三日付井田平三郎宛書状（「井田家文書」戦房一三三六）。「可被仰出候」
9年未詳六月二日付井田平三郎宛書状（「井田家文書」）。「可被仰出候」
10年未詳六月二十六日付井田平三郎宛書状（「井田家文書」戦房一三六五）。「不可被仰出候」「御悦喜候」「被出御馬」
11年未詳七月三日付井田平三郎宛書状（「井田家文書」戦房一三六六）。「被仰出候」「被及御催促候」「被仰含候」
12年未詳七月十七日付海上・石毛宛判物（「原文書」戦房一二五〇）。「可被仰出候」「被仰出かたく候」
13年未詳八月六日付井田美濃守宛判物（「井田家文書」戦房一〇六一）。「不可有御異変候」「可被仰付」
14年未詳八月二十日付豊前山城守宛書状写（「豊前氏古文書抄」戦房一三一六）。「被御聞届」
15年未詳九月六日付海上・石毛宛判物（「原文書」戦房一一七八）。「思食候」「御赦免」
16年未詳九月二十三日付海上・石毛宛書状（「原文書」戦房一二五二）。「被仰付候」「可被仰出候」
17年未詳十月二日付某宛判物（「原文書」戦房一二五三）。「可被仰出候」「御感悦候」。
18年未詳十二月二十三付日海上・石毛宛判物（「原文書」戦房一二五四）。「被仰定候」「おほしめし候」「御扶助」
19年月日未詳付某宛書状（「原文書」戦房一一八二）。「被仰出候」「御断之ことく」
20年月日未詳付某宛書状（「原文書」）。「可被仰付候」。

胤富（大永七年〈一五二七〉〜天正七年〈一五七九〉五月二十九日）の発給文書は、永禄二年（一五五九）から元亀四年（〈天正元年〉一五七三）八月頃まで確認される。1〜20までの文書は、ほぼその間のものである。

次の邦胤（弘治三年〈一五五七〉～天正十三年五月七日）の発給文書は、元亀二年十一月十五日の元服[18]を踏まえた元亀三年十一月十三日付某宛官途状（「原文書」戦北四七〇二・戦房一四四三）を始めにして天正二年十一月二十七日付元服状（「水月明鑑」戦北四七〇六）以降連綿と確認される。[19]

例えば、代表的な17は、次の通りである。

尚々当陣下、無替儀候、自是可被仰出候、

一昨日、常陸地江舟乗始、今朝、重而舟勤仕、各致岸上、敵三人討候之由、誠以奇特之取扱候、就中相稼候者共之書立被御覧之候、一段御感悦候、神妙之由、何ニも能々可為申聞候、事之始ニ得勝利候之間、於此上も、吉事追日可出来候、尚可然之様ニ、下知之儀専一候、かしく、

十月二日　　胤富（花押）

（宛所欠）

本文書の傍線部の「被仰出候」「被御覧之候」「御感悦候」の主体は、発給者千葉胤富自身である。

［千葉邦胤文書］

1（天正三年）三月十三日原・海保宛印判状（「香取文書」戦北四七一〇）。「被仰含候」

2年未詳八月十三日某宛書状（「原文書」戦北二八一一）。「可為御悦喜候」

2は、次の通りである。

尚々御用之儀者、出仕可申候、

おほ鷹被下候之処、過分之由、若狭守一色持参、悦入候、仍而中台越後守至于時、奉公神妙ニ候、円城寺兵庫

助指南之儀者、内々之儀候、不限彼者、大途者其方可奏者候間、別而加不便、於懇切者、可為御悦喜候、かしく、

八月十三日　　　　　　　　　　　邦胤（花押）

（宛所欠）

本文書の傍線部の「御悦喜候」の主体は、発給者千葉邦胤自身である。

以上、千葉胤富・邦胤父子の発給文書に「被仰出候」「思食候」「御悦喜候」などの典型的な「自敬表現」が認められることをみた。その点に限っては、豊臣秀吉・室町将軍家・関東足利家と同一であったと評価される。ただ本書（御書・御内書）と副状の関係に擬せられる副状は確認されていない。発給されなかったものと思われる。

第六節　関東武家社会における千葉氏の歴史的位置をめぐって

それでは、この様な「自敬表現」が佐倉千葉氏、特に胤富段階に使用され邦胤段階に引き継がれるに至った歴史的背景を検討したい。第一に検討すべきは、関東武家社会での千葉氏の歴史的位置である。鎌倉府段階の「鎌倉年中行事」によれば、「管領」・「御一家」・「外様」・「奉公衆」という家格秩序とそれに基づく書札礼の規定で「外様」筆頭の位置にあった。出仕の面でも、同じ「外様」の小山・結城・小田・宇都宮・那須・佐竹諸氏は正月十四日なのに対し、千葉氏のみ正月十日であった。しかも、路頭礼での特権も有した。[20] また「諸家礼儀覚書写」（「秋田藩家蔵文書」千中4―164頁）[21] の「関東諸家之次第」には「千葉・小山・小田・佐竹・那須・結城・

長沼・宇都宮　是ハ、京之公方様へ御出仕ハ、イツレモ御エン（縁）マテ（迄）召出サレ候、サリナカラ、千葉・小山ハ、御座敷シキイ（敷居）マテ（迄）召出サレ候、残リハ忠節ニヨル也」とみえて、千葉・小山両氏は「京之公方様へ御出仕」も別格とされた。さらに「佐竹書札私」（「秋田藩家蔵文書」千中5―1035頁）の「御諸家中其外」（千葉・大掾・佐竹・小山・結城・宇都宮・小田・那須）に一人「千葉殿　昔ハ殿ノ字真なり」とみえる。そのうえ、一説には鎌倉府の侍所の長官（所司）を勤めたと伝承される。[22] 書札礼と鎌倉府政の両面を通じた、関東武家社会での千葉氏の家格の高さが窺われる。[23]

第二に検討すべきは、享徳の大乱以降の千葉氏当主のなかでの胤富・邦胤の位置づけである。当主は、輔胤・孝胤・勝胤・昌胤・利胤・親胤・胤富・邦胤と次第したが、輔胤か孝胤か段階に下総本佐倉（酒々井町・佐倉市）に移り、勝胤・昌胤段階に一大盛期を迎え、胤富は「千葉氏にあって、掉尾の勇を振った[24]」人物、邦胤は「北条氏との関係に規定」（黒田B）された人物と評価される。まさに戦国争乱の真っ直中の両当主であった。胤富は家臣に殺害された兄親胤に代わって登場し、前例のない「隠居」という形態をとった当主、また邦胤は家臣に殺害された当主、ともに家臣団による下剋上的状況、当主をめぐる権力闘争に直面した人物であった。[25] と同時に対外的には越後上杉謙信の支援を受けた反北条氏勢力＝里見氏による「領国」への再三の侵攻に直面した当主であった。内外の危機克服に奔走せざるをえなかったのである。

第三に検討すべきは、胤富の直面せし時代性である。その点、当時の関東の政治体制は、古河公方足利義氏と「御一家」関東管領北条氏による公方―管領体制と呼ばれるものであった。南下した越後の上杉謙信が関東管領に就任し古河公方足利藤氏を擁立し対抗したのも、それを踏まえてのことであった。この体制は、基本的には永

禄十二年（一五六九）の越相同盟・天正二年（一五七四）の関宿合戦まで存続したが、特に胤富段階段階は、将軍足利義輝による各地の大名への守護補任・特権付与・和平調停などが積極的になされたのに対応するが如く、古河公方権力の荘厳化＝権威の向上化が様々な側面で進められた時期であった。例えば、足利義氏文書が「御内書」と尊称されたり、義氏の花押形が足利義輝のものに擬せられたり、義氏のもとで「御相伴衆」が設置されたり、「御立身」化が計られたり、巨大な二重捺印の印判状が登場したり、源頼朝に擬して右兵衛佐に任官したり、武家の聖都鎌倉に御座所を構えたり、義氏の「関八州」の将軍化が急速に進められたのであった。[26]しかも、そうした動きは、関東諸氏の様々な動きと緊密に結びついて展開された。例えば、関東足利家の「御一家」里見義弘は、古河公方一族藤氏・藤政・家国や関東足利家の「御一家」「渋川相模守方一類」（「稲子正治氏所蔵文書」千中4—571頁）を積極的に庇護すると同時に、自ら足利様花押を使用したりしたのであった。これらが「戦国時代の中でも、この時期（永禄年間のこと）が最も『戦国』的様相を示すといえる[27]」時代でのことを銘記すべきである。

以上、「自敬表現」が胤富段階に使用されるに至った歴史的背景として、第一に千葉氏の関東武家社会での家格の高さ、[28]第二に千葉氏の権力基盤＝家臣団の台頭（下剋上）と外部勢力の「領国」侵攻の事実、第三に千葉氏を取り囲む当代特有な古河公方を中心とした政治体制の存在、を想定した。

第七節　千葉胤富の歴史的性格をめぐって

それでは、そうした歴史的背景と「自敬表現」の使用は、如何に結びつくのであろうか。第一点は氏族の固有な外在的条件であり、第二点は当座的な内在的条件であり、第三点は時代的な外在的条件といってよい。その第一点と第三点の二つの外在的条件を考える場合、関東足利家の「御一家」武蔵吉良氏朝が次の判物（「江戸文書」戦北六六六）を発給した事実は、ことのほか注目される。

知行方之儀、如先代為不入進候、於公私之内も、別而頼母敷思召候間、可被守立事、専一候、我々若輩ニ候之間、如此候、粉骨尽就走廻者、弥々可引立候、為後日、仍如件、

永禄四年辛酉年

二月吉日　　　　　　　　氏朝（花押）

江戸彦五郎（氏朝）殿

本文書は、北条氏康の甥で吉良頼康の養子となった氏朝が当主として単独で発給した最初の文書である。[29]傍線部の「頼母敷思召候」という表現に氏朝自身を指す「自敬表現」が認められる。武蔵吉良氏では、先代頼康文書（「泉澤寺文書」「大平文書」他）まで「自敬表現」は確認されないので、氏朝の代に至り使用されたものと評価される。吉良氏の歴史上、大きな変化があったと想定される。氏朝当主化に伴い「吉良氏領及び吉良氏家臣が、北条氏の領国に機械的にも編入された[30]」という評価が生まれる一方で、「自敬表現」の使用が認められるからである。

この様に、永禄年代に関東足利家の「御一家」吉良氏朝によって「自敬表現」が使用されたのであった。この結果、関東において最底関東足利氏・吉良氏・千葉氏の三氏に「自敬表現」の使用が確認されたことになる。[※]特にこの時期の吉良氏の使用は、胤富の使用と深く結び付く事態と推察される。両者の「自敬表現」使用を単なる偶然とはみなし難いからである。これは、当該段階の政治的特徴に規定された事柄であったに違いない。吉良氏は、関東足利家の「御一家」という家格であり、千葉氏は、関東武家社会で「外様」筆頭という家格であった。吉良氏は、関東足利氏一族という括りも可能であるが、両者を含めると、関東足利家に限られていた特権がまず「御一家」へ、さらに「外様」筆頭へと下降したと解釈される。戦国期は、書札礼を含め全般的に諸種特権が分有・下降する時代であった。[31]またそれを担保したのが、後述の如き、古河公方足利義氏との緊密な関係であったと推察される。

すなわち、第一点と第三点の二つの外在的条件とは、「自敬表現」の使用が書札礼上の特権の共有にして権力の荘厳化＝権威の向上であったこと、いわば「復古」的事柄が特定の歴史的段階において再生産され、一定の歴史的役割を果たすこと、を物語るものであったことをみた。

もちろん、「自敬表現」で示される権力の荘厳化は、発給者がその地位を受給者に顕示するところに積極的意義があったはずである。現在確認される関係史料がすべて「領国」内宛であることは、「領国」支配という原理原則が貫徹していたことを示そう。その意味で、決して観念的次元のことではなかったのである。それは、第二点の当座的な内在的条件の問題にも通底する事柄であった。先述の通り、千葉氏の「領国」は、北条氏と対立する里見氏の圧迫を受けると同時に権力基盤＝家臣団の台頭（下剋上）に瀕していたのであった。そのうえ、後述

の通り、自ら海上千葉氏に一旦養子入りし、その後佐倉本宗家を継いだ人物（海上系千葉氏）であったという規定的条件が付随していた。[32]そこに「領国」支配を行う主体として、自らの権力の荘厳化＝権威の向上化を図る必然性が生じたのであった。

以上、「自敬表現」が胤富段階に使用された歴史的背景について三つの視点から検討した。

第八節　足利義氏文書と千葉胤富文書の書札礼をめぐって

ところで、そうした千葉胤富が関東足利氏と書札礼上の特権を共有した背景に書札礼上の近似性が存在したはずである。その点を①〜⑤の古河公方足利義氏書状と胤富書状との比較・検討から確認したい。

①千葉胤富書状（「原文書」・写真2）

為明春之祝儀、樽一荷・円鏡并三種進上、目出度、御悦喜候、謹言、

正月七日　　胤富（花押）

（宛名欠）

②足利義氏書状案（「喜連川家文書案」戦古一〇五二）

為年頭之祝儀、白鳥進上、目出度、思食候、仍御扇被下之候也、

正月廿日

高城源次郎（胤則）とのへ

③足利義氏書状（「鹿嶋神宮文書」戦古一一八三）

為御祈祷巻数并茶進上、目出候、弥抽精誠候者、可為御悦喜候、謹言、

九月廿四日　（花押）

鹿島神主殿

①胤富書状には、典型的な「自敬表現」たる「御悦喜候」がみられる。②③義氏書状の「思食候」も「御悦喜候」も、義氏の「自敬表現」である。文言などを含めて、①胤富文書と②③古河公方足利義氏文書が近似すること、一目瞭然である。これらは、贈答儀礼上の文書であるが、古河公方と胤富の間の文書も存在したはずである。古河公方も胤富も、各々自己の家臣宛文書に「自敬表現」を使用したのであった。古河公方の胤富宛文書にも、当然使用されたはずである。なお、この胤富文書には宛所（一角の重臣か）が切除されているが、「年頭之出仕之儀」（「原文書」戦房一二五四）と相俟って千葉氏を中心とする礼的秩序の存在を示す貴重な史料で、その点は後述したい。

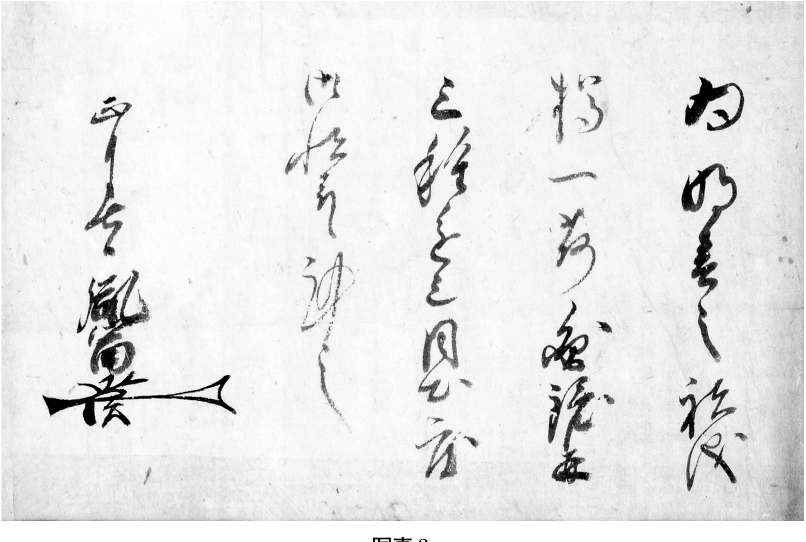

写真２

④千葉胤富書状（「原文書」戦房一一七八・写真3）

同者急度罷移候之様ニ可被申付候
其地新繰（曲）輪江野平外記・木村大膳亮可罷移候、併大儀ニ思食候之間、自当
年来年中、大儀之普請可被及御赦免候、委細尚此両人可申候、かしく、
九月六日　　胤富（花押）
海上中務少輔殿
石毛大和守殿

⑤足利義氏書状（「簗田家文書」戦古一一六九）

洪水付而属寿（松嶺昌寿）首座懇申上候、喜入候、満水雖無是非候、折節氏照（北条）祇候之
間、普請被仰付候条、御当曲輪無相違候、心安可被存候、委細寿首座可被
申遣候、かしく、
九月三日　　義氏（花押）
簗田八郎（持助）殿

④胤富書状には、「自敬表現」である「思食候」「御赦免」がみられると同時に「かしく」の書止文言がみられる。また⑤義氏書状にも「自敬表現」である「被仰付候」がみられると同時にやはり「かしく」の書止文言がみられる。書止文言に真名の「謹言」や「恐々謹言」ではなく、仮名の「かしく」

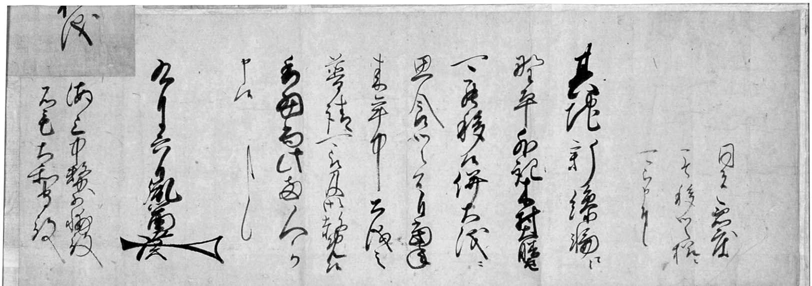

写真3

使用文書は、古河公方文書では足利政氏段階から確認され、義氏段階に多数みられるに至る。概して自筆文書の際に使用される場合が多い（先のⅣ足利義氏書状を参照）[33]。千葉氏での「かしく」の使用は、この胤富と邦胤にのみ確認され、それ以前には確認されていない。その点でも、「自敬表現」と同様で、両者緊密な関係の所産と評価される。

すなわち、「自敬表現」と書止文言「かしく」の使用という書札礼の面において古河公方足利義氏文書と胤富文書とは、他例をみない程、近似性を有したのであった。当然ながら千葉氏が古河公方のそれに倣ったとみるべきで、その社会的認知を可能にしたのが、先述来の千葉氏の関東武家社会での家格の高さ（「外様」筆頭）であったのである。

第九節　足利義氏と千葉胤富の権力関係をめぐって

それでは、そうした書札礼の特権を共有した古河公方足利義氏と胤富の権力関係は如何なるものであったか。その点を①～③の史料から検討したい。

まず①足利義氏書状（「興野文書」戦古一一六七）である。

「千葉介殿　義氏」（本紙と封紙は別物）

態申遣候、然者、先年胤富言上之間、海上名跡被相定候、雖然漸成人云、被改尤候条、此度露之申遣候、巨細印東出羽介口上被仰含候、謹言、

八月廿二日　　　　　　　　　　　　　　義氏（花押）

千葉能化丸殿

胤富は、昌胤の二男に生まれ、当初千葉氏一族海上氏（具体的には、その支流森山海上氏）の名跡を継いで海上九郎胤富と称した（「千学集抜粋」）。その後、弘治三年（一五五七）八月兄親胤が権力闘争の果て家臣に殺害され、それを受け本宗家を継ぎ、千葉胤富と称したのであった。これは、事実上海上系千葉氏による本宗家簒奪であった(34)。

さて、本文書自体は義氏の花押Dの微妙な在り方から永禄十一年（一五六八）～天正年代初頭頃のものである。それより「先年」とあり、自ら本宗家を継いだ段階で「海上名跡」の後継者（能化丸＝海上胤保カ）について義氏に「言上」し承認をえたことを示すものである。これは、古河公方が千葉氏一族の家督相続の「言上」と承認に関わった証拠である。これを「海上氏が本来、公方奉公衆であったから」（黒田B）とする一説もあるが、この段階、どこまで「公方奉公衆」に積極的な意義があったのかは不明である。

次いで、②足利義氏斎名赦免状案（「喜連川家文書案」戦古一〇八七）である。

斎名之事、言上候、尤不可有相違候、恐々謹言、

三月四日　　　　　　　日下

千葉介一家光護院の事也　養運斎

これは、「千葉介一家光護（言）院」が古河公方足利義氏から斎号養運斎の名乗りを赦免されたものである。

古河公方による斎号（半僧半俗に属する人々の名乗り）の許可は、他にも認められる（「阿保文書」戦古一〇四五・「秋田藩家蔵文書四五」戦古九七二・一四二二）。これは、古河公方による受領・官途名の赦免と同様なものであった。本文書は、元亀元年（一五七〇）以前のものである（「豊前氏古文書抄」戦房一三六七）。宛所の（千葉）養運斎の子息が胤富の養子となって覚全（?〜元和三年〈一六一七〉十月十日）を名乗り、天正八年（一五八〇）閏三月以前の十九歳の時に千葉妙見宮別当坊金剛授寺尊光院（現千葉神社）の十五世座主[35]となっている（「千学集抜粋」・「肥田文書」戦北三六六五・「内藤泰夫氏所蔵文書」戦北四一六三）。この養運斎は「千田氏の可能性もあろう[36]」とされる。なお、尊光院の大旦那は、千葉氏であった。

そして、③千葉胤富書状写（「下総文書」戦房一四三七）である。これは、「元亀三年」に比定される。

神崎上総介・大須賀信濃守間鉾楯之儀、被及聞食、被成　御書候、即頂戴覃御請候、可然之様御披露尤候、仍彼間向互有遺恨之儀、如此候、雖然加異見速押静、如被仰出候此上之事、尤一入懇切ニ可被指南候、将亦氏政武州勢遣之儀、内々無心元候之処、被露紙面候、向羽生于張陣ニ候て得其意候、随而当表無替儀候、毎事猶期来信之時候、恐々謹言、

八月十五日　胤富

豊前孫四郎殿

これは、胤富が神崎上総介と大須賀信濃守の「鉾楯」について古河公方足利義氏に善処を求めたところ、公方から「御書」を「頂戴」したこと、またその旨を承知したことを豊前孫四郎に公方に披露する様に依頼したものである。この前提には、胤富が両氏間の「鉾楯」の調停を試みたものの、「互有遺恨」りて叶わなかったという

裏事情が存在し、知己の豊前孫四郎（山城守の子息・後の左衛門佐）を介し古河公方足利義氏に和睦命令に因む「御書」を求め、それを踏まえて「加異見」えて「押静」るという目論見であったと推察される。この結果は不明であるが、胤富が「下総衆」間の紛争の調停を試み、それが不調の場合は、胤富が古河公方の「御書」を踏まえて改めて調停を試みる、という次第であったと思われる。「下総衆」と胤富の双方に、古河公方の「御書」が重要な意味を持っていたのである。

以上、古河公方足利義氏が、①②から千葉氏一族の名跡安堵や斎号赦免を行っていたこと、また③から「下総衆」間の紛争を千葉氏の調停を前提に関与したこと、などが窺われた。義氏は、様々な権力（「御下知」権）を行使したのであった。特に③の「下総衆」間の紛争に対しては、千葉氏と古河公方によって処理され、北条氏は、直接関与出来なかったのである。こうした三者関係を前提にして古河公方足利義氏と胤富の「自敬表現」の共有が生まれたのであった。

第十節　千葉胤富の北条氏への婚姻「申入」の背景をめぐって

ところで、これまで「自敬表現」が胤富段階に使用された歴史的背景について、第一の千葉氏の関東武家社会での家格の高さと第三の千葉氏を取り囲む当代特有な古河公方を中心とする政治体制の存在から検討してきたが、なお第二の千葉氏の権力基盤＝家臣団の台頭（下剋上）と外部勢力の「領国」侵攻の危機については、未検討である。「領国」支配を行う主体として自らの権力の荘厳化＝権威の向上化を図る必然性が生じたのは事実で

あるが、それは、危機克服のための内政的な一手段に過ぎないからである。

ここで、注目するのは、それと同時的に浮上する胤富による北条氏への婚姻関係の「申入」れの事実である[37]。胤富は、まず永禄年代前半に江戸城代遠山綱景（?～永禄七年〈一五六四〉正月七日）を通じて「申入」れたが、「国無調故」叶わず、改めて永禄年代中頃以降に豊前山城守（?～永禄十二年十月）に「頼入」れたのであった。北条氏との婚姻は、ほぼ永禄年代前半という、まさに越後上杉謙信の南下・里見氏による「領国」侵攻とそれに伴う内部的動揺という状況のなかで、胤富側から「申入」れたものであったのである。

そもそも、北条氏と関東の名族（古河公方・吉良氏他）との婚姻は、北条氏から権力簒奪の意図をもって進められた政策であった[38]。それに対し、この度のは、その逆であったのである。しかも、胤富の子息邦胤は弘治三年（一五五七）生まれであり、また後年その室となる氏政の女（芳桂院殿）も、ほぼ同年の生まれと推定されることから、必ずしも年齢的に即実現の可能性如何も問われる「申入」であった。ただ胤富が当時三十一歳であったことを考えると、養子先の海上氏出自の妻[39]との間に子息がいても不思議ではなく、それが邦胤であった可能性も否定できないのではないか。いずれにしても、胤富側の強い要請であったことは間違いない。

すなわち、胤富による北条氏への婚姻の要請の背景には、「領国」支配に対する強い危機感が存在したのであった。その意味では、胤富による「自敬表現」の使用とは一対のものと評価すべきである。「自敬表現」の問題が古河公方との関係においてとすれば、婚姻の問題は北条氏との関係においてであったのである。ここに当時の関東の政治体制としての古河公方足利義氏―「御一家」関東管領北条氏体制と千葉氏との関係の有り様が明瞭に窺われよう。

第十一節　千葉胤富と北条氏の権力関係をめぐって

それでは、当時の関東の政治体制の一方の柱たる北条氏と胤富の権力関係について、改めて検討したい。その点、北条氏への婚姻の要請などから「一貫して北条氏に従うという立場」（黒田B）にあったとされる。問題は、その有り様如何である。その点を①〜④の史料からみたい。

まず①（「徴古雑抄」戦北四六七七・戦房一二四五）である。

態令啓候、為始佐竹義重、宇都宮広綱・小田氏治、各申合、子細有之而、氏政不日出馬候、年来御入魂之意候之間、此度雖双旗申度心中候、却而率爾之様候歟、何も一廉御加勢此時候、為其以使申届候、委（細）氏政可申入候、恐々謹言、

（永禄十年カ）五月十日　　氏康（花押）

（胤富）千葉介殿

本文書は写本故不正確であるが、後の邦胤段階の例から宛所「千葉介殿」の位置は、月日よりも高かったに違いなく、厚い書札礼で遇していたのであった。内容をみれば、「年来御入魂」とみえ、そうした前提で先の婚姻関係の案件が存在したことが窺われる。問題は、そのうえで傍線部の「此度雖双旗申度心中候、却而率爾之様候歟、何も一廉御加勢此時候」と氏康が述べたことである。軍勢催促に際しての氏康の謙った態度が注目される。

次いで、②（「小田原編年録首巻下」戦北一三六八・戦房一二七七）をみたい。

廿五日御状廿八日未剋到着候、本納外曲輪敵乗取由注進候間、則氏政致出馬処、敵退散由方々申来候、先以延

引候、今度則刻有御出陣、後詰ノ行御催由、辱候、息助五郎（氏規）始、遠山以下至船橋打出候間、乍定（恐）申入候、何様
自是可申入候、恐々謹言、
（永禄十年）十二月廿八日　　氏康花押
（胤富）千葉介殿

本文書も写本故不正確であるが、やはり宛所「千葉介殿」の位置は、月日よりも高かったに違いない。ここで注目されるのは、傍線部の「今度則刻有御出陣、後詰ノ行御催由、辱候」という表現である。特に「辱候」という謙った言葉に注目したい。また「乍定（恐）申入候」とみえ、「乍恐」という表現も注目される。すなわち、①②をみる限り、千葉氏は北条氏の軍勢催促に従ったものの、北条氏は非常に慮っている様子が顕著であった。それは、書札礼と家格の高さばかりでなく、当時の〈北条氏―千葉氏―下総諸氏〉の三者関係に規定されてのことであった。それを示すのが、次の③（「井田家文書」戦房一三六六）である。

急度被仰出候、火急之由、自小田原其断候、因茲国中各へ被及御催促候、然者、去年其手之事、一向無人数与云、綺麗以下殊外未熟与云、不及是非候キ、此度も至于其分者、何事茂不可有曲候、（後略）
七月三日　　胤富（花押）
井田平三郎殿

本文書は、天正初年の「里見方の正木憲時が香取郡に侵攻した際のもの」(40)とされるが、それ以前の可能性が高い。この段階、北条氏は、千葉氏を通じて井田氏以下下総「国中」諸氏への軍勢「催促」を行っていたのである。それ故、千葉氏は、下総「国中」諸氏の軍備態様にまで指示したのであった。これは、北条氏が千葉氏を介して

下総諸氏の軍勢催促をせざるをえない実情を如実に示すものである。それが、〈北条氏―千葉氏―下総諸氏〉の三者関係の実態であった。そのことは、次の④史料（「早稲田大学図書館所蔵遠山文書」戦北一三五六・戦房一三〇二）[41]の内容とも絡むものである。

（前略）

一、下総衆、葛西へハ御無用候、一向模様悪御座候、彼書中共、可有御披見候、金口へ胤富陣を被出候へハ、尤候間、其分申遣候、定房州衆当口長陣候者、下総へ可被出歟、何与被出候共、彼口別条御座有間敷候、一切彼国之面々之儘ニさせられ、可被為置候、高城ニ者、江城大橋宿へ可移由、露紙面候事、

（中略）

（永禄十一年）極月十七日　　氏政（花押）

遠山新四郎（康英）殿

本文書は、駿河在陣中の北条氏政が遠山康英に江戸方面の防備について指示した際、「房州衆」（里見氏）の下総進出の可能性を指摘し、下総諸氏＝「下総衆」「胤富」「高城」の軍事的役割如何を述べたものである。胤富には、独自に小金口への進陣が期待されていたのであった。これから「胤富」の存在が「下総衆」と区別されていたことが知られる。これは、「胤富」が「下総衆」とは別格の存在であった結果と推察される。

すなわち、①～④は、千葉氏が北条氏に従いつつも、その書札礼と家格の高さ及び下総における位置から極めてフラットな関係であったことを示すものであった。特に北条氏は、千葉氏を介して下総諸氏の軍勢催促せざるをえなかったのである。千葉氏は、「永禄期以降においては、ほぼ一貫して北条氏に従属していた」（黒田Ａ）と

いう実態が以上であった。

なお、こうした点は、先の両氏の婚姻関係の交渉の在り方にも投影されたのであった。それは、縁談の交渉人物が、当初は江戸城代遠山氏、その後は古河公方家臣豊前氏であったからである。遠山氏の関与は、古河公方以下北関東諸氏との交渉役であったからであり、豊前氏の関与は、千葉氏と勝胤前後から緊密な関係にあると同時に北条氏とも公方義氏の成立以降緊密な関係にあったからであった。豊前氏は、江戸城代遠山氏膝下の江戸廻で所領をえて、その役割を担ったのである。[42] その役割の重要性は胤富が永禄十二年（一五六九）二月に里見氏が下総臼井から上総椎津に退いたことを小田原の北条氏に伝える際、豊前氏に「自其（豊前氏）も書状被指副尤候」（「松戸市立博物館所蔵問宮家文書」戦房一三二五）と語ったことにも、窺われる。胤富書状同様、豊前氏の「書状」が北条氏への伝言上重要な役割を果たしたのである。胤富による「今度如令直談候、悉皆頼入候」という事態が生まれた所以である。千葉氏と北条氏は、「年来御入魂之意候」とはいえ、こうした諸氏を介して繋がっていたのである。

以上の様な両者の関係のなかで、胤富は「領国」支配の危機克服の一端として北条氏との婚姻関係を求めたのであった。それだけ危機が深刻であったのである。婚姻関係がより一層北条氏の軍事的抑止力の傘下に入ることを意味しつつも、極めてフラットな関係を確保出来たのは、関東における千葉氏の家格・政治的位置の高さや「領国」の存在など内外の諸条件を包含した自力の存在故であった。北条氏との関係は、その自力の有り様によって多様な形態がありえたのであった。

第十二節　千葉邦胤の歴史的性格をめぐって

これまで、胤富段階の「自敬表現」使用の歴史的背景について、当時の政治的諸勢力との関係を踏まえて検討し、当時の歴史過程の産物と評価したのであった。ただ先述の様に、千葉氏による「自敬表現」は、胤富だけではなく邦胤（?～天正十三年〈一五八五〉五月七日）にもみられ、父子二代に及んだのであった。また書止文言の「かしく」使用も、同様であった。襲用した邦胤の歴史的性格が注目される。そこで、邦胤段階の千葉氏を北条氏と古河公方との相互関係から改めて検討したい。

まず、従来の邦胤の評価は、「北条氏の婿として（中略）、また北条氏に従う大名として、北条氏と良好な関係を維持していた」（黒田B）とされるが、その関係について邦胤と北条氏の間で確認される次の①～③の文書からみたい。

①千葉邦胤書状案（「尾張文書通覧」戦北二八〇七）

態以使者申入候、仍愚意条目之趣有御塩味、御返答所希候、事々令付与彼口上候、恐々謹言、

極月十日　　　　　　　　邦胤（花押）

北条殿（氏政）

②北条氏照書状（「穴八満宮所蔵文書」戦北二四一八）

御札本望候、如仰其以来依無題目、不申達候、背本意存候、従初秋于今御膝下ニ祗候、当口無事之間、可為御大慶候、就中御人衆于今豆州ニ在陣之由、遠国之長陣、寔無際限、御人数之陣労可申立様無之候、併以其意

趣、方々如存分候条、肝要存候、次当秋之隼（赤腑黄足）被懸御意候、自愛此事候、何様自是可申達候間、令省略候、
恐々謹言、

（天正七年）九月廿三日　　陸奥守
氏照（花押）

（邦胤）千葉殿
御報

③北条氏政書状（「渡辺忠胤氏所蔵文書」戦北二〇九九）

先段中村但馬所迄申越候条、定可披露候、然者、甲・相両国近年改而結骨肉、別而令入魂候処、無其曲、表裏追日連続、取分去年越国錯乱以来、敵対同前之擬耳、雖然、於愚者堪忍令閉口候処、此度駿・豆之境号沼津地、被築地利候、此時者、不及了簡候、於当方も、豆州之構可致之候、廻愚案、始末之備、此砌極一ケ度候、遠境与申、無心千万候へ共、扨又思慮可申御間ニ無之間、抛是非申届候、一途ニ御人衆数多立候ハ、可為本望候、有御遅々者、其曲有間敷候間、御内意候者、一刻も早々待入候、大手之人衆も、悉来七日・八日ニ者、爰元へ可来候、返々於此砌者、無二被思召詰、御出勢可申為本懐候、恐々謹言、

（天正七年）九月三日　　氏政（花押）

（邦胤）千葉殿

①②③からも、相互に「北条殿」「千葉殿」と宛名書きされ、また書止文言が「恐々謹言」で、両者は全く対等な書札礼であった。また原本②③から宛所「千葉介殿」の位置が月日よりも高く書かれており、北条氏からの

一貫した厚遇が窺われる。また②の傍線部から千葉氏の軍勢の伊豆方面への長陣の様子が知られるが、その際の「併以其意趣、方々如存分候条、肝要存候」と、邦胤の全くの「意趣」と「方々」との関係が窺われる。またそれは、③の傍線部の「遠境与申、無心千万候へ共、扨又思慮可申御間ニ無之間、抛是非申届候、一途ニ御人衆数多立候ハ、可為本望候」という様な、極めて謙った出陣要請したうえでのことであった。そのうえで、③「無二被思召詰、御出勢可申為本懐候」と、邦胤の御意を「思召」と表現したのであった。「思召」とは、自敬称の象徴的表現である。こうした両者の軍勢催促の在り方は、次の事態と密接に結び付くものであった。

④北条氏政書状（「井田家文書」戦北一九三〇）

今度東表及行処、邦胤御下知者、雖勿論候、昼夜之御辛労、誠難述筆頭候、随而現来之間、一合一樽進候、猶遠山（政景）可申候、恐々謹言、

閏（天正五年）七月廿九日　　　　氏政（花押）

伊（井）田刑部太輔殿

これによれば、氏政は、井田氏の軍事行動に「邦胤御下知」の存在を認めていたのである。北条氏は、「邦胤御下知」を前提に井田氏以下の軍勢催促を行ったのである。これは、胤富段階の「下総衆」が胤富を介して軍勢催促されたのと同様であった。

すなわち、邦胤段階の千葉氏も、北条氏に従いつつも、胤富段階同様、その家格の高さ及び下総での位置から極めてフラットな関係であったことをみた。特に北条氏は、その「邦胤御下知」を前提に下総諸氏の軍事動員を計っていたのであった。当然ながら、千葉氏の様々な自力を前提にした両者関係であったのである。その意味

で、基本的な関係は、胤富段階と変わりがなかったと評価される。

それでは、胤富段階の様に、北条氏との関係が自力の有り様で多様な形態がありえたとすれば、邦胤段階のそれは如何なるものであったのか。その点、従来その評価の視点は邦胤の花押と印判の問題であったと思われるので、その再検討から入りたい。

第十三節　千葉邦胤と北条氏の権力関係をめぐって

そもそも、邦胤は、北条氏政の女（芳桂院殿）を室とする「北条氏の婿」であったので[43]、邦胤の花押1は「千葉氏歴代との共通性はなく、むしろ岳父の北条氏政からの影響が強い」（黒田B）とされ、また印判1の印文「龍」の三重郭方印朱印も「北条氏のものに類似」（黒田B）とされる。そして、花押2は「胤富のものに類似している」（黒田B）とされるものの、印判2の印文「龍」の三重郭方印朱印に龍の図案を配したものは「全く北条氏様の印判」（黒田B）とされる。この様に花押2の問題があるとはいえ、総体的に「邦胤は、花押と印判ともに、婚家の北条氏から強い影響をうけた」（黒田B）と評価されてきたのであった。

ただここで注意すべきは、花押と印判の変化の契機とその時期の特徴である。花押1は天正七年（一五七九）正月九日が終見で、花押2は天正八年正月が初見なので、その間の改判と推察される。とすれば、その契機は、天正七年五月四日（「本土寺過去帳」）の胤富死去の可能性が高い。また印判1は天正八年十二月二十七日が終見で、印判2は天正十年九月八日付が初見なので、その間の改印と推察される。その契機は不明であるが、この前

後、天正八年五月三十日の室芳桂院殿の死、また同年十月の官途「中務太輔」の古河公方足利義氏への申請という事態の存在は、看過すべきではない（「喜連川家文書案」戦古一一九四）。

この様に、花押と印判の変化の時期に、父胤富と室芳桂院殿の死という大きな変化と古河公方足利義氏への官途「中務太輔」申請という注目すべき事態が存在したのであった。特に前者の胤富の死は自身の「千葉新介」から「千葉介」への上昇を意味し、北条氏との関係の象徴的存在＝室芳桂院殿の死は両家を関係を必然的に変化させたのであった。それは、その後、邦胤が新田岩松守純の女を後室に迎えた点にも窺われる[44]。新田岩松氏は、周知の如く、吉良・渋川両氏と並ぶ関東足利家の「御一家」であった。邦胤は、「御一家」との連携の途を主体的に選択したのであった。花押2が岳父氏政から実父胤富への復帰を示唆するのも、それと連動しようか[45]。

また後者は、「千葉之家、自余之官途被申請儀、従古来無之候へ共、任望御書被成之候、号赤地者豊前所迄来、御書申請候」とされるもので、邦胤の「望」によるものであった（「喜連川家文書案」）。邦胤が何故に一門千田氏の世襲官途「中務太輔」を望んだのか。「千田家の吸収を図ったものか」（黒田A）とする一説もあるが、何らかの政治的意味があったことは間違いない[46]。千田氏の官途「中務太輔」申請は、既に先例が存在した（「喜連川家文書案」戦古一二二二）。現実に邦胤が使用したことは、翌年天正九年正月の古河公方への年始参上主体＝「千葉中務太輔」がみえる通りである。

ただ印判の方は、改刻に際し龍像附加という部分的変更に留まり、三重郭方印朱印にして、印文「龍」の両側面は、一貫して継承された。前者は古河公方足利義氏の印判に倣うものであり、後者は「皇帝や王の身体・行為・持ち物や住まいを形容する[47]」ものであった。特に千葉氏（海上氏）においては、「龍蔵権現」信仰に裏付け

られていたのであった[48]。そこに継承されるべき一貫した「政治思想」が窺われる[49]。それは、「自敬表現」の使用という荘厳化が一貫していることと呼応しようか。

すなわち、邦胤の北条氏との緊密な関係を示すとされる花押と印判の変化に注目すると、従来とは異なった見通しも可能であろう。邦胤の歴史的性格の評価は、天正七年～十年の間の変化の面と不動の面を統一的に行なわれるべきである。確かに元亀二年（一五七一）十一月の邦胤元服を契機とする婚姻関係の成立は、基本的には父胤富の主導でなされた故に、そこには強い北条氏の意向が付与されたと思われる。その結果が花押1・印判1であった。しかも、元服を契機に「北条氏の婿となった邦胤を、当主に据える必要から」（黒田B）胤富が「隠居」したとみる一説もある。これは、北条氏の意向に沿うものとの解釈である。ただ尊光院での元服の際「胤富・邦胤御父子、御連判をもて不入の御判を納めらる」（「千学集抜粋」）とあり、当初千葉氏の権力形態は、「御連判」に象徴されたのであった。邦胤の元亀三年十一月十三日付官途状（「原文書」戦北四七〇二・房総一四四三）、胤富の元亀四年八月十四日付黒印状（「常陸誌料」戦房一四五八）がみえる通りである。その後、胤富の発給文書がみえないので、何等かの事情で当主を退いたことは間違いない。

いずれにしても、婚姻関係を通じて北条氏権力が千葉氏の権力基盤内部に及んだことは否定し難いものの、それが、花押と印判の変化からは、天正七年～十年の間に大きな変化が想定されたのであった。父胤富と室芳桂院殿の死という人的な意味での変化と官途「中務太輔」申請という事態がその契機であった。それが、新田岩松守純の女を後室に迎えるなど関東足利氏の「御一家」との連携や花押形の回帰や印判の形象の一段の荘厳化、古河公方への官途「中務太輔」の申請などをもたらしたのであった。

問題は、これらの現象を如何に評価するかである。北条氏との関係が焦点であったことはいうまでもない。それは、婚姻関係を媒介に北条氏権力が千葉氏の権力基盤内部に及んだことに対する反発であり、それ以前の関係への回帰を求めたものと看做されよう。

もちろん、それを可能にした外在的条件として、天正五年（一五七七）の里見氏と北条氏の和睦（相房和睦）によって里見氏の外圧からの解放にともなう北条氏への依存度の軽減が大きなウエイトを占めたと思われる。と同時に、内在的条件として、邦胤を支える権力基盤たる家臣団の意向が大きかったに違いない。当時当主を決めるのは、事実上家臣団であり、胤富による邦胤・芳桂院殿擁立の反動が胤富と室芳桂院殿の死を契機に惹起したとしても不思議ではないからである。そこには、家臣団内部の複雑な権力闘争が存在したとみて間違いあるまい(50)。その帰趨を決定付けたのが、総体としての千葉氏の自力のエネルギーであったと評価される。

第十四節　足利義氏と千葉邦胤の権力関係をめぐって

ところで、千葉氏が北条氏の権力基盤内部への浸透を防ぐに際し、その重要な役割を果たしたのが、やはり古河公方との関係であったといわねばならない。北条氏権力が強まれば、逆に古河公方への依存度を強めるという関係である。官途「中務太輔」申請という事態も、そうしたなかでの事態であったと評価される。それは、胤富段階に見られた関東の政治体制としての古河公方足利義氏――「御一家」関東管領北条氏体制と千葉氏との関係に規定された現象であったのである。

そこで、そうした事態を可能にした邦胤段階の千葉氏と古河公方足利義氏との関係について改めて検討したい。まず古河公方の礼的秩序との関わり合いである。そこにおける年中行事＝贈答儀礼の明確な存在であった。これは、それこそ鎌倉府段階を引き継ぎ年始・上巳・端午・八朔・重陽・歳暮を中心に行われきたに違いないが、胤富・邦胤段階以前は、全く関係史料を欠き皆目不明である。ただその胤富・邦胤段階にしても、贈答儀礼の実態を示すのは、以下の様な邦胤段階の年始関係の若干にすぎない（「喜連川家文書案」）。

○天正五年「御太刀并白鳥進上、佐倉、御返祝ニ御太刀被遣之、被成御書、以脚力被申上候也」（古一二二〇）

○天正六年正月二十九日「御太刀一腰并白鳥進上、佐倉邦胤、以飛脚被申、被成御書、御太刀被遣之候」（古一二三六）

○天正八年正月二十八日「御太刀并白鳥進上、千葉邦胤、被成御書、御太刀被遣之候」（古一二四九）

○天正九年正月十九日「御太刀并白鳥進上、千葉中務太輔、被成御書、御太刀被遣之候」（古一二五八）

すなわち、千葉氏が太刀・白鳥の二品を進上すれば、古河公方は返書（御書）を認めたうえで、太刀をお返しとしたのである。この点は、同時にみえる粟飯原・国分・原諸氏が太刀以外の菱喰・白鳥・鷹などの単品を進上し、また古河公方のお返しも品物ではなくただ返書のみであったことと、顕著な相違を示す。これは、家格から来る相違であった[51]。

また義氏の奏者芳春院周興との間でも、贈答儀礼が行われていた（「竹本泰一氏所蔵榊原文書」戦古一四三六）。これは、千葉氏から古河公方への案件申請がこの芳春院周興を通じてなされていたことを示唆する。この史料が二月二日付なことは、先の邦胤の年始参上が正月末日なのと相俟って、千葉氏の古河出仕が正月末日の慣行で

あったことを示す。鎌倉府段階は、正月十日であった。邦胤は、周興に「五明（蝋燭）弐本」と「海苔一箱」を贈っているが、これは、禅僧故であろう。

その他、千葉氏から古河公方への随時の贈物には、胤富段階の「はやぶさ」（隼）と「鯨二百」が知られる（「喜連川家文書案」戦古一一二一・「豊前氏古文書抄」戦古一一二四）。この隼など猛禽類と海苔・鯨など水産物の贈物に特徴付けられるのは、利根川流域・太平洋海運との関わりを示す千葉氏の族的性格に規定されたものである[52]。

その意味で、千葉氏は、邦胤段階においても、贈答儀礼を通じて古河公方の礼的秩序に深く位置づけられていたのであった。

もちろん、こうした礼的秩序は、日常的関係を前提に成立していたのであった。例えば、天正四年（一五七六）三月段階には、関東諸氏と同様に義氏から足利晴氏十七回忌追善の香典を求められている（「喜連川家文書案」戦古九七四）。また「千葉新介」邦胤は、父「胤富煩」につき豊前左衛門佐を通じて義氏に医師養謙斎の派遣を要請し了解をえている（「千葉市立博物館所蔵文書」戦古一〇九一）。胤富段階の豊前山城守の子息左衛門佐が取り次ぎであった。天正七年の官途申請の時にも「号赤地者、豊前所迄来、御書申請候」とみえ、また天正十年の年頭出仕の際にも「豊左参上候而、披露アリ」とみえる。両者の関係が邦胤段階にも継承されていたのである。

そして、「千葉新介」邦胤は、義氏から「当口東北共相替儀無之候、心安可被存候、仍而其国諸士へ一端被仰出候、其方有助言可然候」（「大須賀文書」戦古一一七九）と述べられている。「其国諸士」への「助言」が命じられたところに邦胤の下総での位置が如実に示されていよう。

この様に、邦胤は、古河公方の礼的秩序に位置づけられると同時に、日常的にも緊密な関係を持ち続けていた

のであった。その関係が礼的秩序内に留まらず、実体的関係にまで及んでいたことは、次の事例からも知られる。例えば、先述の通り、胤富が本宗家の当主となった時、「海上名跡」の後継者について義氏に「言上」し承認をえていたが、それを「先年」とする段階（永禄十一年～天正年代初頭）に能化丸（海上胤保カ）の「漸成人」化ということで、義氏は「被改尤候条、此度露之申遣候」と伝えている。改めて名跡継承を承認したのであった。これは、義氏の花押の在り方から邦胤段階に推定される。古河公方が千葉氏一族の家督相続に関わった証拠である。また邦胤が官途「中務太輔」を古河公方に申請し許可されるという事態の存在であった。これは、胤富段階に見られた斎号の申請・許可に繋がるものであった。

以上、邦胤は、日常的関係を通じて古河公方の礼的秩序に組み込まれていた延長上に、公方から「名跡」の承認や官途授与などを受けたのであった。古河公方は、邦胤の下総諸氏への「助言」役を期待し、邦胤も、その古河公方を背景に下総諸氏に臨んだのであった。北条氏は、それを「邦胤御下知」と称したのであった。これは、北条氏が胤富を通じて下総「国中」諸氏への「催促」を行ったのと同様であった。また胤富も邦胤も、家臣への受領・官途を一貫して行ったのであった。特に邦胤段階の「邦」の一字下賜の多さ（原邦長・原邦房・大須賀邦秀・椎名邦時他）や邦胤の改判した花押を模したもの（粟飯原保宗他）が現れたりするのは、注目される。[53]

こうした礼的秩序の中核となる受領・官途の世界は、〈古河公方―千葉氏―家臣〉間において北条氏を介せず重層的に展開していたのであった。それは、先の胤富文書が示す様に贈答儀礼にしても、「年頭之出仕之儀」にしても同様であった。千葉氏自身、北条氏とは無関係に独自の礼的秩序を構築していたのであった。その結果、千葉氏は、その内部では「屋形様」と尊称され、その御意は「上意」と表現され（海上胤保書状「大須賀勝美家

文書」千中3―933頁)、さらには「於　佐倉御普請」という具合に在所「佐倉」が闕字対象とされたのであった(高城胤辰書状「井田文書」戦北二四五二)。

以上の様に、千葉氏が北条氏からの自立志向を可能にした条件は、そのエネルギーの受け皿としての古河公方足利義氏との北条氏を介することなく展開される礼的秩序を含む独自な関係の展開であった。北条氏は、千葉氏に対して基本的には軍役負担を課しうるだけであったのである。その意味で、千葉氏を中心とする〈古河公方―千葉氏―北条氏〉の三者関係は、役割分担を前提に成立していたのであった。その在り方を規定していたのが、基本的には胤富段階に見られた古河公方足利義氏―「御一家」関東管領北条氏体制と千葉氏との関わり合いであったのである。

第十五節　〈古河公方―千葉氏―北条氏〉から〈千葉氏―北条氏〉へ

それ故、天正十年(一五八二)閏十二月の古河公方足利義氏の死去は、そうした〈古河公方―千葉氏―北条氏〉の三者関係を大きく変化せしめたのであった。〈千葉氏―北条氏〉の二者関係に変化したからである。問題は、北条氏が従来古河公方が担ってきた礼的秩序を換骨奪胎したうえで新たな権力を構築しえたのかである。その点、「国衆」上野小幡氏への官途補任の事実(「源喜堂古文書目録二所収小幡文書」戦北二七九九)は、関東における礼的秩序の頂点に立ったことを示唆する。それは、また北条氏当主が公権力者として「大途」と呼ばれる場合が多くなったことなどと相俟って、北条氏の「御一家」関東管領北条氏から実質的な関東将軍への就任を物語

ろう。[54] 総体としての北条氏による関八州国家体制の構築であったと評価される。

それを前提に、北条氏と千葉氏が直接対峙するに至るのは必然で、それが如何なる体裁で現れるかが注目される。そこで、浮上するのが当然ながら当主邦胤の地位をめぐる問題である。先述の通り、邦胤は、胤富と妻芳桂院殿の死去を契機に家臣団の意向を踏まえて北条氏からの自立化の姿勢を示した当主であった。果たせるかな、その邦胤が天正十三年五月七日に家臣一鍬田孫五郎の「狂乱」によって殺害されたのであった(「本土寺過去帳」)。時に二十九歳であった。

その殺害に至る本質は、その後、後継者としての芳桂院殿の女と岩松守純女の男子(重胤)をめぐって家臣団内部で対立(親北条の原胤長・邦長と脱北条の原親幹・邦房)が生じたことをみれば、当主の地位を左右する家臣団内部の権力闘争の一環であったとみるべきである。その背後に北条氏の影をみるのは、たやすい。すでに胤富・邦胤段階から顕著になっていた北条氏をめぐる家臣団内部の対立が邦胤の横死を生んだのであった。しかも、その後の「国の面々揃ハさる」(「千学集抜粋」)状況が示す様に、家臣団が一致して後継者を擁立出来ないほど、対立は深刻であったのである。それが一面天正十五年の「御隠居様」氏政の直接佐倉進駐をもたらしたのであった。

ただ進駐した氏政は、「万事之儀、胤富・邦胤両代之走廻之筋目」という「胤富・邦胤両代」を前面に立て、そのうえ「誓詞」をとって「忠儀」を要求せざるをえなかったのである(「原文書」戦北一八九八)。これが氏政が佐倉進駐に際して直面した現実であった。なお「胤富・邦胤両代」の現実が生きていたといわねばならない。氏政の子息四男直重を芳桂院殿の女聟として名跡を継承させることが出来たのは、天正十七年八月以前になって

からのことであった（「原文書」戦北三四八〇）。それも「其方（原大炊助邦房）御かせき（稼）」によってであった。かれを「別而立身させ可申候」と約した所以である。

ここに北条氏は、ついに千葉氏の当主に北条氏の子息をつけることができ、胤富段階以来の一連の動きが帰結したのであった。そのためには、これだけの時間と闘いを要したのであった。それは、実に小田原合戦で滅亡する前年のことであった。それでさえ、実質的には、原氏を中心とする家臣団による支配を前提するものであったことを銘記すべきである。家臣団による支配の一つの到達点であったのである。脆弱とさえ評される千葉氏の自力の程を想起するに十分であろう。小田原合戦に先立ち豊臣秀吉方が作成した北条家人数覚書（「毛利家文書」）に「千葉介」「三千騎」と記された背景がそれであろう。

おわりに

以上、戦国期佐倉千葉氏の胤富・邦胤両代の発給文書にみえる「自敬表現」に注目し、その使用の歴史的背景を千葉氏の関東における歴史的位置や時の上部権力たる古河公方・北条氏との関係を踏まえながら検討し、もって当段階の佐倉千葉氏の歴史的性格を明らかにせんとしたのであった。その結果、「自敬表現」使用に纏わる様々な歴史的条件を具備した佐倉千葉氏は、北条氏に軍事的には従属したとはいえ、礼的秩序において古河公方との関係を堅持したのみならず、戦国の最終段階まで総体的な自力を保持しえたことを見通した。

とはいえ、こうした「自敬表現」などの権力意志を支える千葉氏の具体的な権力構造の問題は、相変わらず残

された大きな課題である。千葉氏「領国」といわれる実態と北条氏支配との重層的な関係の具体化など残された課題は多い。改めて検討したい。

註

（1） 例えば、拙稿「戦国期佐倉千葉氏の発給文書の一様態―特に年月日の位置をめぐって―」（『千葉いまむかし』二十三号、二〇一〇年三月）を参照。

（2） 例えば、小笠原長和「戦国末期における下総千葉氏」（『中世房総の政治と文化』吉川弘文館、一九八五年一一月）、外山信司「『原文書』に見える森山城―戦国末期における支城の考察―」（『千葉城郭研究』二号、一九九二年七月）・「戦国期の佐倉の人々」（『千葉県の歴史』三十六号、一九九八年八月）・「戦国期千葉氏の元服」（拙編『中世東国の政治構造　中世東国論上』岩田書院、二〇〇七年五月）・「『原文書』と戦国期の海上氏について」（拙編『中世東国史の総合的研究』（千葉大学人文社会科学研究科、二〇一一年二月）・「原文書『千葉胤富覚書』について」（『戦国遺文房総編第二巻月報2』東京堂出版、二〇一一年五月）、黒田基樹「下総千葉氏権力の政治構造」（『戦国期領域権力と地域社会』（岩田書院、二〇〇九年一月。黒田Aとする）・「下総千葉氏の領国支配」（『戦国の房総と北条氏』岩田書院、二〇〇八年九月。黒田Bとする）・「古河・小弓両公方家と千葉氏」（『佐倉市史研究』二十四号、二〇一一年三月）・「戦国期の千葉氏御一家」（『千葉いまむかし』二十四号、二〇一一年三月）、滝川恒昭「千葉胤富・邦胤の花押と印判に関する一考察」（前掲『中世東国史の総合的研究』）、石橋一展「室町期千葉氏に関する覚書―胤直期を中心に―」（前掲『中世東国史の総合的研究』）など。

（3） 両文書は、五味文彦・久留島典子編『史料を読み解く　中世文書の流れ』（山川出版社、二〇〇六年八月）からの引用である。

（4） 西田直敏『「自敬表現」の歴史的研究』（和泉書院、一九九五年三月）。

(5) 土井忠生訳『日本大文典』（三省堂出版、一九五五年三月）。
(6)『秀吉文書の形成　書札礼・禁制・城郭政策』（東京大学出版会、一九九四年一一月）。
(7)『天下人の一級史料―秀吉文書の真実―』（柏書房、二〇〇九年六月）。
(8) これに対して、三鬼清一郎「山本博文著『天下人の一級史料』に接して―」（『歴史学研究』八七〇号、二〇一〇年九月）の批判がある。またそれに対する山本博文「秀吉文書の『自敬表現』および刀狩令について―三鬼清一郎氏の批判に答える―」（『歴史学研究』八八七号、二〇一一年一二月）の反批判がある。
(9)「大覚寺義昭の最期」（『室町幕府と政治と経済』吉川弘文館、二〇〇六年五月）。
(10) 戦古～は、拙編『戦国遺文古河公方編』（東京堂出版、二〇〇六年四月）の所収番号を示す。以下、同じ。
(11) 新～は、『新潟県史資料編3中世二』（一九八二年三月）の所収番号を示す。以下、同じ。
(12) 神～は、『神奈川県史資料編3古代・中世（3上・下）』（一九七年三月・一九七九年三月）の所収番号を示す。以下、同じ。
(13) 例えば、家永遵嗣「応仁二年の『都鄙合躰』について」（『日本史研究』五八一号、二〇一一年一月）も、古河公方文書の「自敬表現」について言及するところがある。
(14) この点は、桑山浩然「『副状』小考―上杉家文書の綸旨・御内書をめぐって―」（『東京大学史料編纂所報』十七号、一九八二年三月）を参照。
(15) これらの性格については、拙稿「古河公方文書に関する覚書―特に闕字・平出・台頭をめぐって―」（前掲『中世東国史の総合的研究』）で素描を試みた。
(16)『妙見信仰調査報告書（二）』（千葉市立郷土博物館、一九九三年三月）所収。
(17) 戦房～は、黒田基樹・佐藤・滝川恒昭・盛本昌広編『戦国遺文房総編第一巻・第二巻』（東京堂出版、二〇一〇年五月～）の所収番号を示す。以下、同じ。
(18) この元服については、前掲外山「戦国期千葉氏の元服」（拙編『中世東国の政治構造　中世東国論上』）、拙稿「戦

国期東国諸氏の元服の時期について」（前掲『戦国遺文房総編第一巻月報1』）を参照。

(19) 戦北～は、下山治久編『戦国遺文後北条氏編』（東京堂出版、一九八九年九月～二〇〇〇年八月）の所収番号を示す。以下、同じ。

(20) 桃崎有一郎「中世武家社会の路頭礼・乗物と公武の身分秩序」（『中世京都の空間構造と礼節体系』思文閣出版、二〇一〇月二月）。

(21) 千中4・5～は、『千葉県の歴史資料編中世4・5』（二〇〇三年三月・二〇〇五年三月）の所収を示す。以下、同じ。

(22) 前掲石橋「室町期千葉氏に関する覚書―胤直期を中心に―」による。

(23) 例えば、山田邦明「千葉氏と足利政権―南北朝を中心に―」（『鎌倉府と関東―中世の政治秩序と在地社会―』校倉書房、一九九五年八月）、小久保嘉紀「鎌倉府の書札礼―『鎌倉年中行事』の分析を中心に―」（『年報中世史研究』三十五号、二〇一〇年五月）など。

(24) 前掲小笠原「戦国末期における下総千葉氏」による。

(25) 戦国期佐倉千葉氏の来歴を略記すれば、以下の通りである。

○勝胤　天文元年五月二十一日死去。六十一歳。

○昌胤　天文十五年正月二十七日死去。五十一歳。「昌胤御元服の時も」先例となる。

○利胤　天文十六年六月十八日太田（旭市）合戦（里見氏の侵攻）・二十一日八日市場（匝瑳市）合戦、同年七月十二日に家督を継いだ翌年三十歳で死去。不慮の死（戦病死か内訌による死か）。

○親胤　五歳で家督を継ぐ。弘治二年十一月二十六日篠本（横芝光町）合戦（里見氏の侵攻）、弘治三年八月七日、十七歳で死去、家臣に刺殺される。

○胤富　三十一歳で家督。天正七年五月四日に五十三歳で死去。晩年病身であったことは間違いないが、邦胤への家督譲渡の天正元年からかなりの歳月「隠居」であったことになる。

○邦胤　天正十三年五月七日に一鍬田万五郎に刺殺される。二十九歳。

以上、戦国期佐倉千葉氏の四人で生涯を無事に全うできた当主は、皆無である。病死という形で生涯を全うできたのは、胤富一人に過ぎない。過酷な現実の存在である。

(26) 拙著『古河公方足利氏の研究』(校倉書房、一九八九年一一月初版・二〇〇二年九月二版)。
(27) 久留島典子『一揆と戦国大名』(講談社学術文庫、二〇〇九年八月)による。
(28) 永禄六年諸役人付に「関東衆」として、房総では「古河公方左馬頭義氏」「簗田中務大輔」「里見安房守」「千葉介」「庁南上総介」がみえる。なお、本史料については、黒嶋敏「『光源院殿御代当参衆并足軽以下衆覚』を読む―足利義昭の政権構想―」(『東京大学史料編纂所研究紀要』十四号、二〇〇四年三月)がある。
(29) 吉良氏については、荻野三七彦編著『関東武士叢書吉良氏の研究』(名著出版、一九七五年五月)、谷口雄太「武蔵吉良氏の散在所領と関係地域―品川、大井との関係をめぐって―」(『品川歴史舘紀要』二十四号、二〇〇九年三月)・「武蔵吉良氏の歴史的位置―古河公方・後北条氏との関係を中心に―」(『千葉史学』五十六号、二〇一〇年一二月)を参照。
(30) 黒田基樹「北条宗哲と吉良氏朝」(『戦国大名領国の支配構造』岩田書院、一九九七年九月)による。
(31) この点は、二木謙一「室町幕府における武家の格式と書札礼」(『古文書研究』四十九号、一九九九年四月)を参照。
(32) 海上千葉氏については、前掲外山「『原文書』に見える森山城―戦国末期における支城の考察―」・「『原文書』と戦国期の海上氏について」・「千葉胤富条書について」、前掲滝川「千葉胤富・邦胤の花押と印判に関する一考察」など。
(33) この点は、拙稿「古河公方の自筆文書に関する基礎的考察―古河公方研究の深化のために―」(拙編『関東足利氏と東国社会　中世東国論⑤』岩田書院、二〇一二年三月)を参照。
(34) この点は、前掲外山「『原文書』に見える森山城―戦国末期における支城の考察―」・「『原文書』と戦国期の海上

氏について」などを参照。なお、胤富が親胤の怨霊を鎮めるために造立したのが、海隣寺旧蔵（佐倉市）の阿弥陀如来像（亡失）という（川戸彰「戦国末期における一仏師の活躍―その墨書銘をめぐって―」『千葉県の歴史』十三号、一九七七年二月）。

(35) 覚全については、小笠原長和「千葉氏滅亡の一断面―習志野市鷺沼・肥田家文書について―」（『習志野市史研究』一号、一九八五年三月）に詳しい。

(36) この点は、高橋健一『芳桂院―戦国期東国の一女性とその周辺―』（私家版、一九九一年一二月）による。

(37) 千葉氏と北条氏の婚姻関係は、その兄親胤段階に北条氏康の女（高林院殿?）との間で成立していたとの一説（黒田A）もあるが、全く裏付けがなく、なお確定し難い。前掲久留島『一揆と戦国大名』も同様に記す。

(38) 黒田基樹『戦国北条一族』（新人物往来社、二〇〇五年九月）による。

(39) 前掲外山「『原文書』に見える森山城―戦国末期における支城の考察―」によれば、「千葉胤富が妻の法号を冠して建立した法泰寺（曹洞宗）・東福寺（真言宗）・妙見神社・天之宮神社・大六天社などがある」という。相当の実力者（家付き娘）であったことを示唆する。胤富より前に死去したのであろう。

(40) 柴辻俊六他「『井田文書』解読・読み下し・語句注」（『中世常陸・両総地域の様相―発見された井田文書―』茨城県立歴史館、二〇一〇年三月）による。

(41) 本文書の年代比定について、戦北は永禄十二年、千中4と『小田原市史史料編中世Ⅱ小田原北条1』（一九九一年三月）は永禄十一年カとする。

(42) 豊前氏については、拙稿「豊前氏の研究」（前掲『古河公方足利氏の研究』）・「豊前氏と下総千葉氏―特に鷹・隼の贈答をめぐって―」（『千葉いまむかし』二十二号、二〇〇九年三月）を参照。

(43) 「北条氏との密接な関係」の証とされる婚姻関係が子息邦胤と北条氏政の女（芳桂院殿）の間で成立するのは、元亀二年（一五七一）十一月の邦胤の元服を契機とされるので、「申入」からかなりの歳月が流れていたことになる。それからしてそれ以前の永禄四年（一五六一）正月七日付印判状（「飯田真也家文書」戦房一〇三四）から確認され

る胤富の鶴の黒印を「北条氏に倣った印判状様式」（黒田B）と評価できるか否か問題である。事実、鶴の印は、①北条氏の虎印判状の様な方印・朱印ではなく黒印・丸印なこと、②奉書式印判状の場合の「奉之」「奉」の位置が奉者の下にあるのは、甲斐武田氏も然りで、北条氏流とは断定できないこと、③丸印の規模がほぼ四・三糎×四・三糎なのは、古河公方足利義氏使用のものと同じなこと、などが指摘され、単純に「北条氏に倣った印判状様式」とはいえない印であった。要するに、婚姻関係の存在から遡及して胤富の印を「北条氏に倣った印判状様式」と看做し、さらにそれを「北条氏との密接な関係」の証の一端と看做すことには、なお慎重な手続きが必要であろう。

(44)　簗田晴助の女も、新田岩松氏純に嫁いでいる。東昌寺蔵「与五将軍系図」には、簗田高助の女が「千葉利胤室」とみえ、簗田氏―新田岩松氏―千葉氏が相互に時代を超えて繋がっていたことが分かる。前掲高橋『芳桂院―戦国期東国の一女性とその周辺―』を参照。

(45)　邦胤の第二花押は、天地形である。北条氏では、北条長綱が天地形を初期に使用している。胤富B（前掲滝川論文）との関係が注目される。

(46)　この点について、前掲滝川「千葉胤富・邦胤の花押と印判に関する一考察」は「邦胤期、特にその後半期に千葉氏領国内で、権力構造の再編成がはかられた、というより邦胤がそれを志向した」こととの関連を想定する。

(47)　黒田日出男『龍の棲む日本』（岩波新書、二〇〇三年三月）による。

(48)　この点は、前掲滝川「千葉胤富・邦胤の花押と印判に関する一考察」で初めて指摘された。

(49)　前掲滝川「千葉胤富・邦胤の花押と印判に関する一考察」は、邦胤の「邦」＝国であり、「下総の国主として権力を確立・飛躍しようとした邦胤の実名にかなう強い政治意志」が窺われるとする。

(50)　なお、岩松氏（守純）から入った女人の兄（清純）は「某年三月九日下総国佐倉にをいて千葉新介邦胤がために害せらる」（『寛政重修諸家譜第十八』）という。千葉氏内部の激しい権力闘争の存在を示そうか。前掲高橋『芳桂院―戦国期東国の一女性とその周辺―』、前掲滝川「千葉胤富・邦胤の花押と印判に関する一考察」を参照。

(51)　古河公方の贈答儀礼については、久保賢司「古河公方期における贈答に関する一考察―公方と武家の間の事例を

対象として―」(『茨城県史研究』六十八号、一九九二年三月)などを参照。
(52) この点は、前掲拙稿「豊前氏と下総千葉氏―特に鷹・隼の贈答をめぐって―」を参照。
(53) 前掲滝川「千葉胤富・邦胤の花押と印判に関する一考察」による。
(54) 前掲黒田『戦国北条一族』による。
(※) なお、ここでは検討出来なかったが、簗田氏の発給文書、特に弘治・永禄年代から天正年代にかけての家臣宛判物・官途状に「自敬称」の使用が確認される。この背景に千葉氏同様に古河公方との緊密な関係があったことは間違いない。

[付記] 小論執筆に際し、滝川恒昭・簗瀬裕一・外山信司・黒田基樹諸氏から種々貴重な教示を得た。記して、拝謝す。なお、写真版の掲載に際しては、千葉市立郷土博物館とさくら市ミュジアム―荒井寛方記念館―の許可を得た。